

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">簡易通知型包括保険約款</p> <p style="text-align: center;">平成22年7月1日 10-制度-00022 沿革 <u>平成25年3月18日</u> <u>一部改正</u></p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章</p> <p>(<u>保険契約の条件の選択</u>)</p> <p>第3条 保険契約者は、<u>手続細則第1条第1項及び第2項</u>に規定する簡易通知型包括保険契約締結申込書又は更改申請書により、当該保険年度における保険契約に関して以下の各号に掲げる事項について条件の選択を行うことができる。</p> <p>一 ～ 六 (略)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(<u>輸出契約等の相手方の登録</u>)</p> <p>第5条 保険契約者は、保険契約の対象となる輸出契約等の相手方 (<u>輸出契約等の締結の相手方</u>と当該輸出契約等に係る代金等の支払人が異なる場合には、当該代金等の支払人とする。ただし、第11条第1号の危険をてん補する場合は、その両方とする。) を手続細則に従い登録しなければならない。</p> <p>2 ～ 4 (略)</p> <p>第6条 ～ 第7条 (略)</p>	<p style="text-align: center;">簡易通知型包括保険約款</p> <p style="text-align: center;">平成22年7月1日 10-制度-00022 沿革 (略)</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章</p> <p>(<u>保険契約の条件の選択</u>)</p> <p>第3条 保険契約者は、<u>手続細則第1条第1項</u>に規定する簡易通知型包括保険契約締結申込書又は更改申請書により、当該保険年度における保険契約に関して以下の各号に掲げる事項について条件の選択を行うことができる。</p> <p>一 ～ 六 (略)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(<u>輸出契約等の相手方等の登録</u>)</p> <p>第5条 保険契約者は、保険契約の対象となる輸出契約等の相手方 (<u>輸出契約等の相手方</u>と当該輸出契約等に係る代金等の支払人が異なる場合には、当該代金等の支払人とする。ただし、第11条第1号の危険をてん補する場合は、その両方とする。) を手続細則に従い登録しなければならない。</p> <p>2 ～ 4 (略)</p> <p>第6条 ～ 第7条 (略)</p>	

<p>第3章 (略)</p> <p>第4章</p> <p>第14条 ~ 第15条 (略)</p> <p>(てん補責任額)</p> <p>第16条</p> <p>1 (略)</p> <p>2 前項に規定する算出された額とは次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 第11条第1号のてん補危険においては、前項に規定する残額に以下の割合を乗じて得た額とする。ただし、<u>保険金額を限度とし、保険金支払限度額適用基準日における船積前保険金支払限度額の範囲内とする。</u></p> <p>イ 第12条第1号から第10号までのいずれかに該当する事由の場合 100分の95</p> <p>ロ 第12条第11号から第13号までのいずれかに該当する事由の場合 100分の80</p> <p>二 第11条第2号のてん補危険においては、前項に規定する残額に第13条第3項と同一の比率を乗じて得た額とする。ただし、<u>保険関係が成立した輸出契約等に係る第12条第12号又は第14号に該当する事由により生じた損失の場合であって、同一の輸出契約等の相手方(輸出契約等の締結の相手方と当該輸出契約等に係る代金等の支払人が異なる場合には、当該代金等の支払人とする。以下本号及び第3号において同じ。)</u>に係る損失については、<u>保険金支払限度額適用基準日における船積後保険金支払限度額を限度とする。</u></p> <p>三 前号の規定にかかわらず、以下の各号に定める場合であって、運用規程の別表に定めるもの(船積後保険金支払限度額を設定したものを除く。)については、<u>第12条第12号又は第14号に該当する事由により生じた損失をてん補すべき額は前項に規定する残額に100分の50を乗じて得た額とし、同</u></p>	<p>第3章 (略)</p> <p>第4章</p> <p>第14条 ~ 第15条 (略)</p> <p>(てん補責任額)</p> <p>第16条</p> <p>1 (略)</p> <p>2 前項に規定する算出された額とは次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 第11条第1号のてん補危険においては、前項に規定する残額に以下の割合を乗じて得た額とする。ただし、<u>保険金支払限度額適用基準日における船積前保険金支払限度額を限度とする。</u></p> <p>イ 第12条第1号から第10号までのいずれかに該当する事由の場合 100分の95</p> <p>ロ 第12条第11号から第13号までのいずれかに該当する事由の場合 100分の80</p> <p>二 第11条第2号のてん補危険においては、前項に規定する残額に第13条第3項と同一の比率を乗じて得た額とする。ただし、<u>保険関係が成立した輸出契約等に係る第12条第12号又は第14号に該当する事由により生じた損失の場合であって、同一の輸出契約等の相手方に係る損失については、保険金支払限度額適用基準日における船積後保険金支払限度額を限度とする。</u></p> <p>三 前号の規定にかかわらず、以下の各号に定める場合であって、運用規程の別表に定めるもの(船積後保険金支払限度額を設定したものを除く。)については、<u>第11条第12号又は第14号に該当する事由により生じた損失をてん補すべき額は当該残額に100分の50を乗じて得た額とし、同一の輸出契</u></p>	
---	---	--

一の輸出契約等の相手方に係る損失について日本貿易保険がてん補すべき額の上限は10億円とする。

イ 輸出契約等の相手方の格付が第5条第1項の規定による登録時又は更改時において名簿上EM格又はEF格に格付けされている場合

ロ 輸出契約等の相手方の格付が保険年度中において名簿上EE格、EA格、EM格又はEF格以外のものからEM格又はEF格に変更された場合

ハ 輸出契約等の相手方の格付が保険年度中において名簿上GS格、GA格又はGE格のものからEC格又はSC格に変更された場合

四 第11条第3号のてん補危険において日本貿易保険がてん補すべき額は、前項に規定する残額に100分の95を乗じて得た額とする。ただし、保険金額を限度とする。

3 ～ 6 (略)

(免責)

第17条 日本貿易保険は、第6条第3項、第10条第4項、第28条第3項及び第46条第1項に規定するもののほか、次の各号に掲げる損失をてん補する責めに任じない。

一 以下のいずれかに該当する輸出契約等に係る損失

イ ～ へ (略)

ト 証券記載の輸出契約等の相手方 (輸出契約等の締結の相手方と当該輸出契約等に係る代金等の支払人が異なる場合は、当該代金等の支払人とする。ただし、第11条第1号の危険をてん補する場合は、その両方とする。)又は仕向国(第11条第1号の危険をてん補する場合に限る。)のいずれかが異なるもの

二 ～ 五 (略)

第18条 ～ 第19条 (略)

約等の相手方に係る損失について日本貿易保険がてん補すべき額の上限は10億円とする。

イ 第5条第1項の規定による登録時又は更改時において名簿上EM格又はEF格に格付けされている場合

ロ 輸出契約等の相手方の格付が保険年度中において名簿上EE格、EA格、EM格又はEF格以外のものからEM格又はEF格に変更された場合

ハ 輸出契約等の相手方の格付が保険年度中において名簿上GS格、GA格又はGE格のものからEC格又はSC格に変更された場合

四 第11条第3号のてん補危険において日本貿易保険がてん補すべき額は、前項に規定する残額に100分の95を乗じて得た額とする。ただし、保険金額を限度とする。

3 ～ 6 (略)

(免責)

第17条 日本貿易保険は、第6条第3項、第10条第4項、第28条第3項及び第46条第1項に規定するもののほか、次の各号に掲げる損失をてん補する責めに任じない。

一 以下のいずれかに該当する輸出契約等に係る損失

イ ～ へ (略)

ト 証券記載の輸出契約等の相手方 (輸出契約等の相手方と当該輸出契約等に係る代金等の支払人が異なる場合は、当該代金等の支払人とする。ただし、第11条第1号の危険をてん補する場合は、その両方とする。)又は仕向国(第11条第1号の危険をてん補する場合に限る。)のいずれかが異なるもの

二 ～ 五 (略)

第18条 ～ 第19条 (略)

第5章

第20条 ～ 第27条 (略)

(告知義務違反)

第28条 保険契約締結、更改、第5条第1項による輸出契約等の相手方の新たな追加又は保険金支払限度額の設定若しくは増額の当時、保険契約者又は被保険者が損失を受けるおそれのある重要な事実のあることについて、故意又は過失によって、日本貿易保険にこれを告げず、又は真実でないことを告げたときは、日本貿易保険は保険契約を解除することができる。

2 ～ 3 (略)

第29条 ～ 第30条 (略)

第6章 ～ 第9章 (略)

附 則

この約款は、平成25年4月1日から実施する。

第5章

第20条 ～ 第27条 (略)

(告知義務違反)

第28条 保険契約締結、更改、第5条第1項による輸出契約等の相手方等の新たな追加又は保険金支払限度額の設定若しくは増額の当時、保険契約者又は被保険者が損失を受けるおそれのある重要な事実のあることについて、故意又は過失によって、日本貿易保険にこれを告げず、又は真実でないことを告げたときは、日本貿易保険は保険契約を解除することができる。

2 ～ 3 (略)

第29条 ～ 第30条 (略)

第6章 ～ 第9章 (略)